

「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関する

ガイドラインに基づく保証債務の整理手順」Q&A

平成27年4月20日策定

令和元年6月26日改定

【総論】

Q1. このQ&Aは、どのような位置付けになるのですか。

A. 産業競争力強化法第134条第1項の規定に基づき、中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた者（以下、「認定支援機関」といいます。）又は中小企業再生支援全国本部（以下、「全国本部」といいます。）が実施する、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」といいます。）に基づく保証債務の整理の支援を実施する業務（以下、「保証債務整理支援業務」といいます。）に関し、その内容、手続、基準等を定めた「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」（以下、「本手順」といいます。）について、実務上留意すべき事項を中小企業庁においてまとめたものです。

Q2. 本手順制定の目的はどのようなものですか。

A. ガイドラインが策定・公表されたことを受け、準則型私的整理手続の実施機関である認定支援機関及び全国本部（注）の支援業務部門（以下、総称して「実施部門」といいます。）が、幅広く中小企業者及びその経営者等から保証債務の整理に関する相談を受けるとともに、保証債務整理支援業務に対応するにあたり、整理の進め方等について統一のルールを整備することにより、実施部門による案件処理を円滑化させるとともに、外部信頼性の強化を図ることを目的としています。

以下、本手順に定められた手順に準拠して実施部門が行う保証債務整理支援業務を「本整理手続」といいます。また、実施部門が、主たる債務者である中小企業者について実施する中小企業再生支援協議会事業実施基本要領等（中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合）、を含む。）に定められた手順に準拠して実施する私的整理を総称して「協議会スキーム」といいます。

（注）産業競争力強化法（平成26年1月20日施行）により、全国本部においても、中小企業者を対象

に、再生計画の作成及び実行に係る支援並びに経営改善に係る支援を行うこととされました。

Q 3. 保証債務整理支援業務を行うにあたり、実施部門はどのような立場に立つのでしょうか。

A. 実施部門は、保証人の代理人でも債権者の代理人でもなく、中立公正な第三者として、保証債務整理支援業務を行います。すなわち、実施部門は、中立的な立場で、弁済計画案の策定支援、弁済計画案の調査報告及び債権者との合意形成に向けた調整等を実施します。

なお、保証債務整理実施業務の実施に際し、相談に来る保証人が、債権者との間で合理的な協議交渉ができていないケースもあります。そのような場合において、保証人が合理的な理由もなく不利益を受けないよう、実施部門は中立公正な立場から配慮する必要があります。

また、支援専門家が弁護士でない場合には非弁行為（注）にならないように留意する必要があります（ガイドライン Q&A【各論】Q5-7）。

（注）非弁行為とは、弁護士でない者が報酬を得る目的で弁護士業務を反復継続の意思をもって行うことをいい、非弁行為は法律で特別に許可されている場合を除き、一律に禁止されています。

Q 4. 本整理手続は、ガイドラインにおける保証債務の整理の手続である「主たる債務と保証債務の一体整理を図る場合」、「保証債務のみを整理する場合」の双方に対応しているのでしょうか。

A. 本手順は、ガイドライン第7項（2）イに規定する主たる債務と保証債務の一体整理を図る場合（以下、「一体型」といいます。）とガイドライン第7項（2）ロに規定する保証債務のみを整理する場合（以下、「単独型」といいます。）のいずれの場合にも対応する手順として定めるものであり、双方に対応しています（本手順前文参照）。

【一体型】は、主たる債務の整理について協議会スキームが利用され、同スキームと並行して、保証債務の整理について本整理手続に準拠して保証債務の整理を行う場合です。

【単独型】は、主たる債務の整理について法的債務整理手続若しくは協議会スキーム以外の準則型私的整理手続（ガイドライン第7項（1）ロ）における定義を参照）が利用され、保証債務の整理についてのみ本整理手続に準拠して保証債務の整理を行う場合、又は主たる債務の整理について協議会スキームが終結した後に、保証債務の整理についてのみ本整理手続に準拠して保証債務の整理を行う場合です。これには、主たる債務の整理手続が係属中の場合と、主たる債務の整理手続が既に終結している場合の二つの類

型があります。

Q 5. ガイドラインでは、主たる債務の整理手続が、再生型と清算型のいずれであっても利用可能となっていますが、本整理手続による保証債務の整理では、いずれの場合にも対応するのでしょうか。

A. 本整理手続による保証債務の整理は、主たる債務の整理手続が、再生型、清算型のいずれの場合であっても、対応します。なお、清算型の場合には、保証債務の整理のみを行う【単独型】による対応や専門家の紹介を行うなどの対応をします。

Q 6. 本整理手続に基づき【一体型】により保証債務の整理を行う場合の手続面での留意点はありますか。

A. 本整理手続に基づき【一体型】により保証債務の整理を行うためには、主たる債務の整理に関する協議会スキームが終結（再生計画策定支援の完了）するときまでに、本整理手続による保証債務の整理を開始しておく必要があります。

具体的には、①協議会スキームにおける主たる債務者の窓口相談（第一次対応）と同時に本整理手続による窓口相談（第一次対応）を実施し、協議会スキームにおける主たる債務者の再生計画策定支援（第二次対応）の開始にあわせ、本整理手続における保証債務の整理を開始するか、②主たる債務者の再生計画策定支援（第二次対応）が開始した後完了するときまでの間に本整理手続における保証債務の整理を開始する必要があります。いずれの場合においても、主たる債務者の再生計画案に、保証人による弁済計画案を含めることとなるため、協議会スキームの進捗にあわせ、適切なタイミングで、本整理手続における弁済計画策定支援（第二次対応）の開始及び返済猶予等の要請を行うことができるよう、窓口相談及び利用申し込みを行う必要がある点に留意が必要です。

なお、【一体型】において、保証債務の整理が必要となるのは、主たる債務の整理において債権放棄等の要請を含む再生計画を策定する場合ですが、協議会スキームでは、再生計画策定支援（第二次対応）の開始後に、財務デューデリジェンスや事業デューデリジェンスを実施することが通常であり、再生計画策定支援の開始時には対象債権者に対して要請する金融支援の内容が明らかではありません。このような場合、当初から主たる債務者の再生計画策定支援（第二次対応）と同時に本整理手続による保証債務の整理を開始するのではなく、主たる債務の整理手続の過程で債権放棄等を要請する方針となった時点で本整理手続による保証債務の整理を開始する（上記②）ことが一般的であると考えられます。

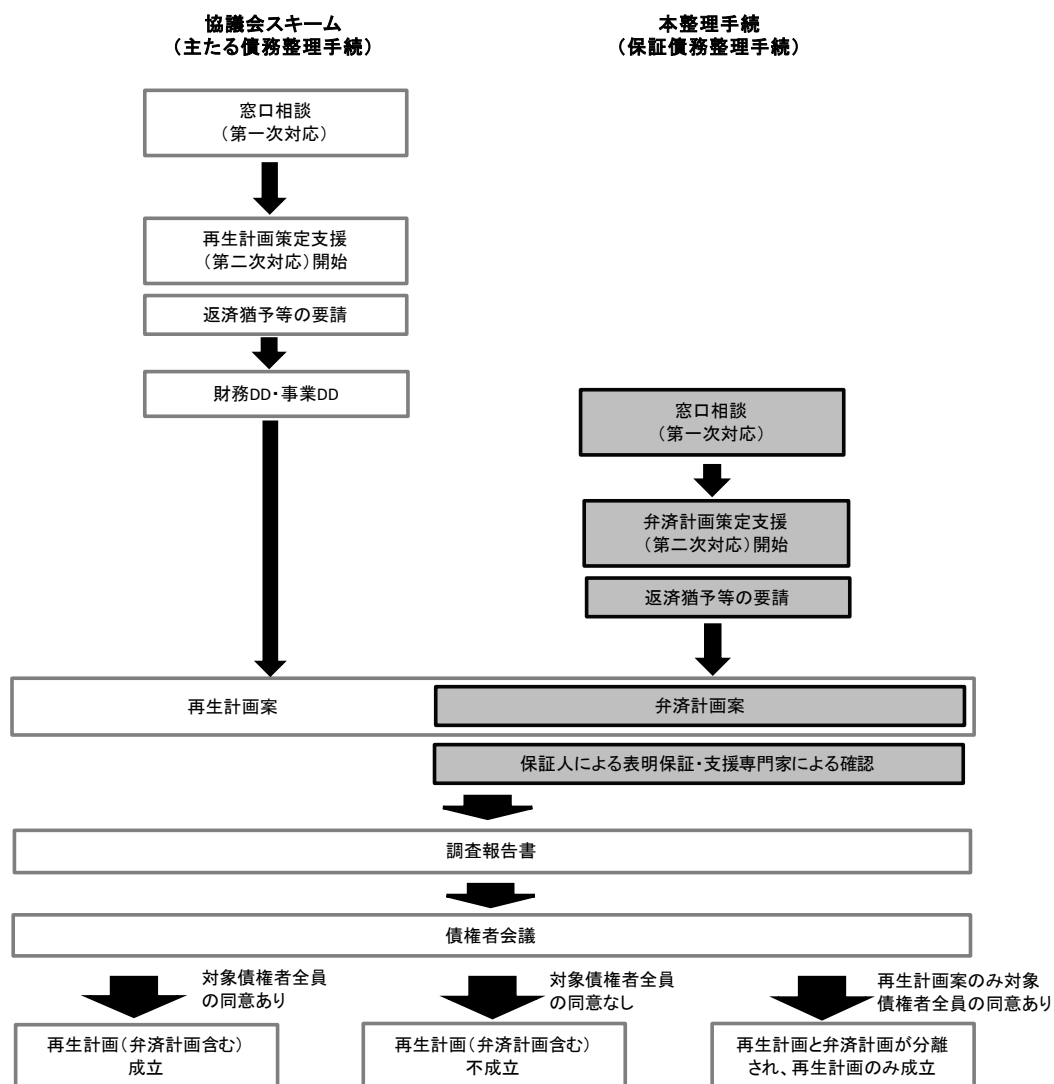
Q 7. 【一体型】の場合の手続フローはどうなっていますか。

A. 【一体型】の場合の事務フロー図は、(図1)【一体型】のとおりです。

図1のとおり、【一体型】の場合には、主たる債務の整理手続の過程、すなわち主たる債務に関する協議会スキームの再生計画策定支援の開始後完了するときまでの間に本整理手続を進めていく流れが一般的です。

他方で、当初より主たる債務の整理について債権放棄を想定し、主たる債務の整理とともに保証債務の整理を予定している場合には、主たる債務に関する協議会スキームにおける再生計画策定支援（第二次対応）の開始と同時に本整理手続の弁済計画策定支援（第二次対応。本手順第4項.）を開始する場合がありますが、その場合も、主たる債務者の返済猶予等の要請と保証人の返済猶予等の要請を同時に行う点（本手順第4項（2）⑤）を除き事務フローに相違はありません。

(図1) 【一体型】



Q 8. 【単独型】の場合の手続フローはどうなっていますか。

A. 【単独型】の場合の手続フロー図は、(図2)【単独型】のとおりです。

【単独型】には、主たる債務の整理手続との関係で、①主たる債務の整理手続が係属中の場合と②主たる債務の整理手続が既に終結している場合の二つの類型があります。両者は、保証債務の履行基準(残存資産の範囲)に相違がありますが(Q7参照)、手続フローに相違はありません。

もっとも、【単独型】では、主たる債務の整理手続が実施部門の外で行われているか既に終結しているため、主たる債務の整理手続の進捗やその整理内容を確認しながら手続を進める必要があります。例えば、主たる債務の整理手続が民事再生手続の場合には、

財産評定の内容や再生計画の内容を確認しなければ経済合理性を判断できず、インセンティブ資産（Q9参照）を残存資産に含めることを検討することができないため、再生計画の認可決定が出た後に弁済計画案に対する調査報告書が作成されることになると考えられます。また同様に、主たる債務の整理手続が破産手続である場合には、破産債権者に対する配当額が確定した後に弁済計画案に対する調査報告書が作成されることになると考えられます。なお、主たる債務の整理手続の進捗やその整理内容を確認するためには、破産管財人、民事再生申立代理人又は監督委員等の関係者の協力を得る必要がある点にも留意が必要です。

(図2)【単独型】



Q 9. 本整理手続において保証人の手元に残すことができる資産（以下、「残存資産」といいます。）の範囲は、破産手続を行った場合とどのように異なりますか。

A. 破産手続の場合、破産者の手元に残すことができる資産は破産手続における自由財産（破産法 34 条第 3 項及び第 4 項其他法令により破産財団に属しないとされる財産。以下、「自由財産」といいます。）の範囲に限定されます。

本整理手続では、保証人が、自由財産に加えて、安定した事業継続等のため、一定期間の生計費に相当する現預金や華美でない自宅等を残存資産に含めることを申し出た場合、経営者たる保証人による早期の事業再生等の着手の決断について、主たる債務者の事業再生の実効性の向上等に資するものとして、対象債権者としても一定の経済合理性が認められる場合には、対象債権者の回収見込額の増加額を上限として、一定期間の生活費に相当する金額や華美でない自宅等（以下、「インセンティブ資産」といいます。）について当該保証人の残存資産に含めることを検討することができます（ガイドライン第 7 項（3）③、ガイドライン Q&A【各論】Q7-14、同 7-23）。

ただし、本整理手続に基づき、【単独型】のうち「主たる債務の整理手続が既に終了している場合」において保証債務の整理を行う場合は、対象債権者は主たる債務の整理終了時点で、保証人からの回収を期待しうる状況にあり、このような場合においては、自由財産の範囲を超えて保証人に資産を残すことについて、対象債権者にとっての経済合理性が認められないことから、残存資産の範囲は自由財産の範囲に限定されます（ガイドライン第 7 項（3）③、ガイドライン Q&A【各論】Q7-20）。

Q 10. 本整理手続においてインセンティブ資産について保証人の残存資産に含めることを希望する場合の留意点はありますか。

A. 対象債権者がインセンティブ資産について保証人の残存資産に含めることを検討するためには、主たる債務の整理手続が終了する前に、本整理手続による保証債務の整理が開始される必要があります（ガイドライン第 7 項（3）③）。また、保証債務の整理は対象債権者に対して申し出る必要がありますので、本整理手続において保証人にインセンティブ資産を当該保証人の残存資産に含めることを検討する場合には、主たる債務の整理手続が終了する前に、統括責任者が弁済計画策定支援を行うことを決定し、対象債権者に対して弁済計画策定支援を行うことを伝えるか（本手順 4.（2）④）又は返済猶予等の要請が行われる必要があります。

なお、本整理手続以外の準則型私的整理手続（特定調停等）を利用する場合、当該手続においてインセンティブ資産について保証人の残存資産に含めることを希望するとき、主たる債務の整理手続が終了する前に、当該手続が開始される必要があります。

Q 1 1. 主たる債務の整理において、いわゆる「第二会社方式」を活用して実質的な債権放棄を受ける場合、協議会スキームによる再生計画成立の後に主たる債務者について特別清算手続が申し立てられますが、本整理手続の利用にあたって留意する点はありますか。

A. 主たる債務の整理において、いわゆる「第二会社方式」が活用される場合、協議会スキームの終結後に主たる債務者について特別清算手続の開始が申し立てられますが、協議会スキームの終結時に主たる債務の整理について再生計画が成立しており、その後の特別清算手続は再生計画の実行に他なりません。したがって、インセンティブ資産について保証人の残存資産に含めることを希望する場合には、主たる債務の整理手続である協議会スキームが終結する前に、本整理手続による保証債務の整理が開始される必要があります（Q 1 0 参照）。

Q 1 2. 本整理手続により弁済計画が成立しなかった場合、他の準則型私的整理手続により保証債務の整理をすることはできますか。

A. 例えば、対象債権者が本整理手続による保証債務の整理に明確に反対の意向を示すなどの理由により本整理手続において弁済計画策定支援が開始されなかった場合や、弁済計画案に対する対象債権者の同意が得られず弁済計画策定支援が完了せずに終了した場合に、別途、特定調停手続を利用することが考えられます。

なお、特定調停手続では、民事調停法第 1 7 条の決定（以下、「1 7 条決定」といいます）がなされ、対象債権者が当該決定に異議の申立てをしなければ調停条項（弁済計画）に従った調停が成立する制度があります。したがって、対象債権者が保証債務の整理について積極的に同意できないものの 1 7 条決定がなされた場合には異議の申立てをしないと見込まれる場合などには、本整理手続を終了し、特定調停手続に移行することが望ましいです。特定調停手続による保証債務の整理については、平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日に日本弁護士連合会が公表した「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の手法としての特定調停スキーム利用の手引き」を参照してください。

【各論】

（対象）

Q 1 3. 本整理手続が対象とする「保証人」は、どのような保証人ですか。

A. 【一体型】の場合は、主たる債務の整理が協議会スキームにより行われるため、対象となる主たる債務者は、協議会スキームの対象となる「対象企業」（すなわち「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領6.（1）規定する要件を満たす中小企業者」）に限られます。したがって、対象企業の保証人であり、かつ、ガイドライン第7項（1）に規定する要件を満たす保証人が本整理手続の対象となります（本手順第4項.（1））。

【単独型】の場合は、主たる債務の整理が法的債務整理手続又は協議会スキーム以外の準則型私的整理手続により行われるため、ガイドライン第7項（1）に規定する要件を満たす保証人であれば本整理手続の対象となります。

Q14. 本整理手続が対象とする「保証人」には、第三者保証人も含まれますか。

A. 特別の事情がある場合又はこれに準じる場合については、第三者保証人も含まれます（ガイドライン3項（2））。

「特別の事情がある場合」とは、実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者の配偶者（当該経営者と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が保証人となる場合、経営者の健康上の理由のため、事業承継予定者が保証人となる場合とされています（ガイドライン3項（2））。

「これに準じる場合」とは、財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられるリスク許容額を超える融資の依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者からそのような融資に対して積極的に保証の申し出があった場合とされています（ガイドライン3項（2）、ガイドライン脚注5）。

Q15. 対象債権者とはどのような債権者のことをいうのでしょうか。

A. 中小企業に対する金融債権を有する金融機関等であって、現に経営者に対して保証債権を有するもの、又は将来これを有する可能性のあるものをいいます。信用保証協会（代位弁済前も含む）、既存の債権者から保証債権の譲渡を受けた債権回収会社（サービサー）、公的金融機関等も含まれます。なお、保証債権が債権回収会社（サービサー）等に売却・譲渡される場合においても、ガイドラインの趣旨に沿った運用が行われることが期待されます。保証履行して求償権を有することとなった保証人は含まれません（ガイドラインQ&A【各論】Q1-1）。

Q16. ガイドラインに定義される対象債権者に該当しない債権者（例えば保証債権を有するリース債権者や主たる債権を有するカードローン債権者など）がいる場合、これらの債権者を手続から除外して本整理手続を利用することはできますか。

A. ガイドラインは、ガイドラインが適用される対象債権者として、「中小企業に対する金融債権を有する金融機関等であって、現に経営者に対して保証債権を有するもの」と定義しています（ガイドライン1項）。したがって、例えば、保証債権を有するリース債権者や主たる債権を有するカードローン債権者など、ガイドラインに定義される対象債権者に該当しない債権者がいる場合であっても、当該債権者を手続から除外して本整理手続を利用することは可能です。ただし、当該債権者を除外して弁済計画を作成し弁済することが当該債権者との関係で偏頗的な弁済となるおそれや、当該債権者が保証人の残存資産から回収する場合には債権者間の衡平性を害するおそれ、当該債権者が残存することにより弁済計画の履行が困難となるおそれがないかに十分に留意する必要があります（ガイドライン Q&A【各論】 Q7-28 参照）。

Q 17. ガイドラインに定義される対象債権者に該当しない債権者（例えば保証債権を有するリース債権者や主たる債権を有するカードローン債権者など）がいる場合、これらの債権者を手続に含めて本整理手続を利用することはできますか。

A. ガイドラインでは、「弁済計画の履行に重大な影響を及ぼす恐れのある債権者については、対象債権者に含めることができるものとする。」（ガイドライン7項（3）④ロ）とされており、ガイドラインに定義される対象債権者に該当しない債権者を対象債権者に含めることを認めています。したがって、当該債権者を対象債権者に含めて本整理手続を利用することは可能です。ただし、弁済計画策定支援の決定にあたっては、当該債権者が本整理手続において対象債権者に含まれることを了承していることが必要です。

（窓口相談）

Q 18. 窓口相談（第一次対応）にあたって用意する資料は何ですか。

A. 窓口相談で確認する事項は、以下のとおりとされています（本手順第3項②）。

- ・ 保証契約の概要
- ・ 主たる債務者の法的債務整理手続又は準則型私的整理手続における状況
- ・ 保証人の資産及び債務の状況
- ・ 主たる債務者の資産及び債務の状況
- ・ 保証人の破産法第252条第1項（第10号を除く。）に規定する免責不許可事由に関する状況
- ・ 取引金融機関との関係
- ・ 主たる債務者の窮境原因、経営責任の内容

- ・ 残存資産の範囲に関する意向
- ・ 弁済計画の方針

窓口相談では、これらの事項の確認に必要となる資料の持参を求めることがあります。例えば、保証契約書、主たる債務者に関する資料、主たる債務者の手続に関する資料、保証人の資産や債務の概要が分かる資料、残存資産に関する書類（例えば、不動産であれば、登記簿、固定資産税評価書等）といった資料が考えられます。支援専門家は、保証人におけるこれら資料の用意について支援を行うことが望ましいです。

Q 19. 支援専門家がない場合、保証人だけで相談できますか。

A. 窓口相談は、保証人及び支援専門家の連名の申し出により行うことが必要（本手順第3項①）ですが、支援専門家がない場合であっても、実施部門の統括責任者は、必要に応じて、支援専門家候補を紹介することができます。（本手順第3項①）。したがって、保証人から紹介依頼があり、統括責任者が必要と判断した場合には、支援専門家候補を紹介することが可能です。

Q 20. 主たる債務者の代理人が保証人の支援専門家として本整理手続を利用することは問題ありませんか。

A. 主たる債務者の代理人が保証人の支援専門家に就任することは可能ですが、主たる債務者と保証人間の利益相反の顕在化等に留意する必要があります。（ガイドライン Q&A 【各論】 Q5-8 参照）

Q 21. 相談申込書の「保証債務の整理が開始できなかった場合又は弁済計画が不成立に終わった場合の一切の不利益」とは具体的にどのような不利益でしょうか。

A. 【一体型】の場合、保証人が協議会スキームの係属中に本整理手続の利用を申し込んだものの弁済計画策定支援（第二次対応）が開始されなかったり、対象債権者の同意が得られず弁済計画が成立せず本整理手続が終了することがあります。

このような場合、保証人は、本整理手続以外の準則型私的整理手続（例えば特定調停手続）を利用して保証債務の整理を目指すことが考えられますが、その時点で協議会スキームにおいて再生計画が成立し終結していた場合には、後に利用する準則型私的整理手続においては、主たる債務の整理手続の終結後に保証債務の整理を開始したときに該当し、インセンティブ資産について残存資産に含めることができなくなる不利益を意味します。

【単独型】の場合でも、主たる債務の整理について法的債務整理手続や協議会スキーム

以外の準則型私的整理手続を利用し、当該手続が係属中に保証債務の整理についてのみ本整理手続を進めていたものの、弁済計画策定支援（第二次対応）が開始されなかったり、対象債権者の同意が得られずに弁済計画が成立せず本整理手続が終了する場合には、同様の不利益が生じ得ますので、注意が必要です。

Q 2 2. 窓口相談（第一次対応）において、対象債権者の全部又は一部に対し意向を確認することができるかとされていますが、どの程度の確認がなされるのでしょうか。

A. 弁済計画の策定を支援することが適当であるか否かを判断するための意向確認ですので、具体的な弁済計画への同意の可能性を確認するものではありません。免責不許可事由に該当する事実がある等の理由により破産手続を求めるなど、対象債権者が当該保証人について本整理手続による保証債務の整理を検討することに対して合理的な不同意事由がないことを確認します。

Q 2 3. 本整理手続による保証債務の整理を検討することについて、免責不許可事由に該当する事実がある等の理由により破算手続を求めるなど、対象債権者から合理的な不同意事由が示された場合、どうなるのでしょうか。

A. 窓口相談を行った保証人について、免責不許可事由に該当する事実がある等の理由により破算手続を求めるなど、対象債権者が本整理手続による保証債務の整理を検討することについて合理的な不同意事由が示され、弁済計画が成立する見込みがない等、弁済計画策定支援を開始することが困難と判断した場合には、弁済計画策定支援（第二次対応）は開始せず、本整理手続は終了します。この場合、統括責任者は、保証人らにその旨を伝え、必要に応じて、弁護士を紹介する等、可能な対応を行います。

なお、対象債権者が保証債務の整理について積極的に同意できないものの民事調停法第17条決定がなされた場合には異議の申立てをしないと見込まれる場合などには、特定調停手続の利用を助言することが考えられます（Q 1 2 参照）。

（弁済計画策定支援の開始）

Q 2 4. 免責不許可事由に該当する事実がある場合、本整理手続を利用できないのですか。

A. 例えば、無償又は廉価で資産を譲渡した事実があった場合に、当該事実を対象債権者に報告するとともに、譲渡した資産自体を戻したり、相当価格の支払を受けるなどにより資産状況を回復したうえで弁済計画を作成する等の対応により、対象債権者の理解が得られ、弁済計画が成立する見込みがあれば、本整理手続の利用は否定されるものでは

ないと考えます。

Q 2 5. 利用申請書に添付する別紙 1 「資産に関する状況」及び別紙 2 「負債に関する状況」とは別に、改めて表明保証書を提出する必要があるのでしょうか。

A. 別紙 1 「資産に関する状況」及び別紙 2 「負債に関する状況」は、統括責任者が、当該保証人について弁済計画策定支援（第二次対応）を開始するか否かを判断するための資料として提出されるものであり、保証人が対象債権者に対して行う資力に関する情報の開示とは異なります。

したがって、保証人は、弁済計画策定支援が開始された後、弁済計画案を提出するに際して、対象債権者に対して自らの資力に関する情報を開示し、開示した情報の内容の正確性について改めて表明保証書を提出し表明保証を行う必要があります（本手順第 4 項（4）①、②）。表明保証の方法については、Q 3 8 を参照ください。

Q 2 6. 弁済計画策定支援（第二次対応）の開始にあたり、対象債権者の意向を確認するとされていますが、どの程度の確認がなされるのでしょうか。

A. 弁済計画策定支援を開始するにあたり、弁済計画の成立が見込めるか否かを判断するための意向確認です。弁済計画策定支援が開始されると個別支援チームの外部専門家の費用について保証人本人の費用負担が発生すること等も踏まえ、対象債権者が、利用申請書の内容に基づいた弁済計画案の方針に対して合理的な不同意事由がなく弁済計画の成立の見込みがあることを確認します。

なお、対象債権者に該当しない債権者がいる場合であって、当該債権者を対象債権者を含めることを希望する場合は、当該債権者の意向も確認する必要があります。

Q 2 7. 弁済計画策定支援（第二次対応）を行うことを決定したとき、どのように「返済猶予等の要請」が行われますか。

A. 弁済計画策定支援を行うことを決定した場合、原則として、主債務者、保証人、支援専門家及び実施部門の連名により、対象債権者に対し、返済猶予等の要請を行います。ただし、単独型の場合には、保証人、支援専門家及び実施部門の連名で足りず（本手順第 4 項（2）⑤）。

返済猶予等の要請を行うことにより、保証人がガイドラインに基づく保証債務の整理を対象債権者に申し出たこととなります。

なお、【一体型】の場合で、主たる債務に関する協議会スキームにおける再生計画策定支援（第二次対応）の開始と同時に本整理手続の弁済計画策定支援（第二次対応）を開

始する場合には、主たる債務に関する返済猶予等の要請と保証債務に関する返済猶予等の要請を同時に行うことも可能です（本手順第4項（2）⑤）。

Q 28. 利用申請書を提出した後に弁済計画策定支援（第二次対応）が開始されない場合はあるのでしょうか。

A. 統括責任者が、利用申請書の記載内容及び対象債権者の意向等を踏まえて、弁済計画の成立の見込みがないなど、弁済計画策定支援をすることが困難と判断した場合には、利用申請書を提出した後であっても、弁済計画策定支援を開始せず、窓口相談で終了することはありえます。

（個別支援チームの編成）

Q 29. 個別支援チームはどのような立場に立つのですか。

A. 個別支援チームは、実施部門の下に組成され、保証人及び対象債権者のいずれの立場にも立たない中立公正な立場から、弁済計画案の策定を支援します。この点、保証人の立場で弁済計画案の策定を支援する支援専門家とは立場が異なります。

Q 30. 個別支援チームのメンバーには、どのような専門家が参画するのですか。

A. 個別支援チームは、統括責任者や統括責任者補佐の他、外部専門家から構成されます。個別支援チームには、弁護士を一名含める必要があります。

Q 31. 【一体型】の場合に、主たる債務者の再生計画策定支援の個別支援チーム又はそのメンバーが、本整理手続における個別支援チーム又はそのメンバーを兼ねることはできますか。

A. 可能です（本手順第4項（3）①）。【一体型】において、主たる債務及び保証債務の一体整理を円滑に進める観点からは、主たる債務者の再生計画策定支援の個別支援チームのメンバーが本整理手続における個別支援チームのメンバーを兼ねることが望ましいといえます。ただし、Q 30のとおり、必ず弁護士一名が個別支援チームのメンバーとなっていなければなりません。

（弁済計画案の作成）

Q 3 2. 弁済計画案は誰が作成するのですか。

A. 弁済計画案は保証人が支援専門家の支援を受けて作成するものです。個別支援チームは、保証人による弁済計画案の作成を支援するに過ぎません。

Q 3 3. 【一体型】の場合、弁済計画案は、再生計画案とは別に作成するのですか。

A. 【一体型】の場合には、原則として主たる債務者に関する再生計画案の中に弁済計画案を記載することになります（本手順第4項（5））。

（弁済計画案の内容）

Q 3 4. 本整理手続において作成される弁済計画案の内容はどのようなものですか。

A. 本整理手続において作成される弁済計画案の内容は、ガイドライン第7項（3）②から⑤の規定に従った内容でなければなりません（本手順第4項（5））。ただし、ガイドライン第7項（3）②の「経営者の経営責任の在り方」については、主たる債務の整理手続で作成する再生計画案に記載されるのが一般的です。

Q 3 5. 弁済計画案の作成にあたって、保証債務の履行基準（残存資産の範囲）、弁済計画の記載内容等は具体的にどのように記載すればよいですか。

A. 弁済計画案の作成にあたっては、「保証債務の履行基準（残存資産の範囲）」、「弁済計画の記載内容」、「保証債務の一部履行後に残存する保証債務の取り扱い」について、ガイドライン第7項（3）③から⑤及びガイドライン Q&A【各論】Q7-13 から 29 に記載されている内容を十分に参照して作成する必要があります。

なお、ガイドラインにおける対象債権者としての経済合理性の判断の仕方や残存資産の範囲の考え方は、「上限」の基準を示したものであり一定の幅があると考えられますので、弁済計画案の作成にあたっては、事案に応じて、全ての対象債権者との間で合意形成が可能な内容とする必要があります。

Q 3 6. 資力に関する情報の開示及びその表明保証はどのようにすればよいでしょうか。

A. ガイドラインにおいて、保証人は、対象債権者に対し、自らの資力に関する情報を誠実に開示し、開示した情報の内容の正確性について表明保証を行うことが求められており（ガイドライン第7項（3）⑤イ）、本整理手続においても、弁済計画を提出するに

あたり、保証人による資力に関する情報の開示と開示した情報の内容の正確性についての表明保証が求められています（本手順第4項（4）①、②）。

保証人による資力に関する情報の開示及びその表明保証の様式については、【参考書式】を参照ください。

なお、例えば、対象債権者に該当しない債権者がいる場合には、弁済計画案の相当性を判断するにあたり、当該債権者の状況を把握する必要がありますので、資産状況だけでなく負債状況についても表明保証を求めることもありえます。

Q 37. 弁済計画策定支援（第二次対応）決定前に、支援専門家による一時停止等の要請が行われていた場合、財産評定及び表明保証の基準時（ガイドライン第7項（3）④イ）b)) はいつですか。

A. 本手順において、財産評定及び表明保証の基準時は、原則として、弁済計画策定支援（第二次対応）決定日とします。ただし、弁済計画策定支援決定日以前に支援専門家による一時停止等の要請が、ガイドライン7項（3）④イ）ロ）に従って行われており、当該要請時点を財産評定及び表明保証の基準時とすることについて対象債権者の同意がある場合には、当該要請時点を財産評定及び表明保証の基準時として取り扱うこともできます。

Q 38. 支援専門家による表明保証の適正性の確認は、どのように行えばよいのでしょうか。

A. 弁済計画を提出する際、支援専門家は、対象債権者からの求めに応じて、保証人による表明保証の適正性についての確認を行い、対象債権者に報告することが求められます（ガイドライン第7項（3）⑤イ）参照）。

支援専門家による確認は、保証人が表明保証した開示した情報の内容についての適正性を確認することを意味します。したがって、支援専門家としては、相当な注意を払って、確認を行うものであり、保証人が開示した資産以外に資産がないことを保証するものではありません。

支援専門家による確認の様式については、【参考書式】を参照ください。

Q 39. 保証人が開示し、その内容の正確性について表明保証した資力の状況が事実と異なることが判明した場合、どうなるのでしょうか。

A. 保証人は、免除された保証債務及び免除期間分の延滞利息を付した上で追加弁済を行わなければなりません（ガイドライン第7項（3）⑤ニ）参照）。【参考書式】を参照く

ださい。

Q 4 0. 過失により表明保証した資産目録に記載されなかった資産が判明した場合でも、追加弁済を行わなければならないのでしょうか。

A. 過失により資産目録に記載されなかった資産が判明された場合であっても、原則として追加弁済を行わなければなりません（ガイドライン Q&A 【各論】 Q 7-31）。

（弁済計画案の調査報告）

Q 4 1. 調査報告書は誰が作成するのですか。

A. 個別支援チームに参画した弁護士が作成します。

Q 4 2. 【一体型】の場合、原則として、主たる債務者に関する再生計画案の中に弁済計画案が記載されますが、調査報告書は再生計画案と弁済計画案それぞれについて作成されるのですか。

A. 【一体型】の場合、原則として、再生計画案の中に弁済計画案が記載されており、当該再生計画案に対する調査報告書の中で弁済計画案に対する調査内容についても記載されるのが通常です。

（債権者会議の開催と弁済計画の成立）

Q 4 3. 債権者会議は必ず開催しなければならないのですか。

A. 債権者会議を開催せず、弁済計画案の説明等を持ち回りにより実施し、対象債権者から各別に同意不同意の意見を書面で表明してもらう方法によることも許容されます（本手順第4項（7）①）。

Q 4 4. 大部分の債権者が弁済計画案に同意したが、一部の対象債権者の同意が得られないときはどうなるのですか。

A. 本整理手続は私的整理手続であり、弁済計画案の成否を多数決で決することはできません。したがって、一部の対象債権者から同意が得られないときは、弁済計画は成立しないこととなります。

もつとも、同意が得られなかった対象債権者を除外しても弁済計画の実行上影響がない（弁済計画の実行が可能である）と判断できる場合には、当該不同意の対象債権者からの権利変更の内容を除外した変更計画を作成し、変更計画について不同意の対象債権者を除外した全ての対象債権者の同意を得た場合には、変更計画につき弁済計画を成立させることは可能です（本手順第4項（7）③）。

Q 4 5. 【一体型】の場合において、対象債権者から、再生計画案については同意を得られる見込みだが、弁済計画案について同意が得られる見込みがない場合どうなりますか。

A. 再生計画案と弁済計画案を分離し、再生計画案については成立させ、本整理手続については弁済計画策定支援を終了させることとなります。

Q 4 6. 【一体型】の場合において、同意の意見を書面により表明してもらう場合、再生計画と弁済計画のそれぞれについて書面を確認する必要があるのでしょうか。

A. 【一体型】の場合には、主たる債務者の再生計画案についての同意をもって、保証人の弁済計画案についての同意があったものとみなすことができます（本手順第4項（7）②）。

（その他）

Q 4 7. 成立した弁済計画は公表されるのですか。

A. 公表されません。

Q 4 8. 弁済計画が成立した場合、信用情報登録機関における取扱いはどうなりますか。

A. 弁済計画が成立した時点又は分割弁済の場合においては弁済が完了した時点において、「債務履行完了」として登録し、信用情報登録機関には事故情報の登録は行われません（ガイドライン Q&A【各論】 Q 8-5）。

以上

表明保証書

〇〇〇〇銀行 御中

写し：〇〇商工会議所

中小企業再生支援協議会事業 支援業務部門 御中

- 私の資産は、令和 年 月 日現在、別紙資産目録記載のとおりであり、その余の資産を有しない旨を表明し保証します。
- 私に、破産法第252条第1項（第10号を除く。）に規定される免責不許可事由が生じておらず、そのおそれもないことを表明し保証します。
- 上記 1.の表明に反して別紙資産目録記載の資産以外に資産が発見された場合、又は上記 2.の表明に反して免責不許可事由に該当する行為が見つかった場合、貴行に対し、貴行から免除を受けた保証債務額及び免除期間分の延滞利息も付した上で追加弁済することを約します。

令和 年 月 日

(保証人)

住所

氏名 _____ (印)

[保証人名] による上記 1. の表明保証が適正であることを確認しました。

令和 年 月 日

(支援専門家)

住所

氏名 _____ (印)

資産目録

1. 預金 _____ 円

2. 預金

金融機関・支店名	口座の種類	口座番号	残高(千円)

3. 不動産

種別	所在地	地目／構造・規模	地積／床面積(m ²)	備考(借入状況、担保状況等)

4. 貸付金

相手方	金額	備考(回収見込等)

5. 保険

保険会社名	証券番号	解約返戻金額	備考

6. 有価証券・ゴルフ会員権等

種類	数量	評価額	備考(担保状況等)

7. その他資産(貴金属、美術品等)

品名	購入金額	備考(換価可能性等)

※住宅、車両リース等担保付資産がある場合、担保資産の価値と被担保債務額を比較し、(余剰の)資産価値を試算した金額を備考欄に記載する。